



いじめ問題の相談体制の拡充 について

小倉 順子

Q 適応指導教室でのいじめ、不登校、非行問題行動等の子どもの教育にかかわる相談について、電話や学校を通じて予約し、電話相談や訪問相談を実施しておりますが、その現状についてお聞かせ下さい。

A 今年度の電話相談、来所相談の相談件数の合計は、二月末現在で399件でございます。

相談内容は、いじめ、不登校、進路関係、友人関係、学習など多岐にわたっております。



モバイルアクセスポイント整備 について

森 伸一

Q 電子自治体を推進する上で、市からの有意義な情報を限定された場所しか受け取れないのでは、その目的を十分に果たすことはできないと考えます。ホームページの整備や電子手続きを推進することと平行して、更なる市民サービス向上の一環として、「いつでも、どこでも、だれでもコンピュータを活用できる」という「ユビキタス社会」実現へ向け、公的施設でのモバイルアクセスポイント整備が求められるところですが、ご見解を伺います。

A 地方公共団体では、東京都や厚木市が平成14年度から公共施設にて「無線LANインターネット接続サービス実証実験」を行い、その他大阪市、大分市でも同様のサービスを現在も提供し続けております。また、費用は、機器等設備関係は通信事業者が負担し、自治体は電気代として月300円程度ということとです。他自治体の事例を調査・研究し、公共施設への設置について検討を行って参ります。

「民法772条問題」の特例措置 について

矢澤 江美子

Q 「離婚から300日以内に生まれた子どもは一律に前夫の子と推定する」とされ、早産等の特別な事情があっても、「現夫の子」として戸籍に登録できない。足立区では、離婚から300日以内に生まれた子どもの住民票を職権で作成し、行政サービスが受けられるよう配慮した。法改正が必要だが、緊急避難的な対応として、本市でも同様な措置を行うべきと考えが見解を問う。

A 住民基本台帳法では、日本国籍を有しない者及び戸籍法の適用を受けない者は、住民基本台帳法に記載されないことになっております。足立区の例は「将来的に裁判を経て現夫の戸籍に登録する前提があることや、母子手帳や出生証明書などの関係書類」を確認した上で、人道上の配慮から、緊急避難的な特例措置をとったと伺っております。

本市でも同様なケースがあった場合、その事例ごとに具体的に審査し、住民基本台帳への記載については、慎重に対応していきたいと考えています。

八潮市の給食費滞納について

宇田川 幸夫

Q 学校給食費の滞納が社会問題化する中、文部科学省が全国調査を行い、2005年の小中学校の給食費未納額が約22・3億円に上ることが明らかになりました。学校給食は衛生面、栄養面に優れ、子ども達に食育を進めていく上でもとても重要な役割を担っております。滞納率が高くなれば食事内容にも影響が出かねません。過去3年間の給食費の滞納状況と、八潮市の今後の対応策についてお聞かせ下さい。

A 平成18年5月末現在で、平成15年度分、554万5

971円。平成16年度分、663万1760円。平成17年度分、696万4015円の滞納となっております。

今後の対応策については、学校長等で組織される『学校給食費滞納解消対策協議会』を適宜開催し、学校との連携を図りながら、滞納解消に向けて新たな徴収方法を検討していく所存です。

水道行政について

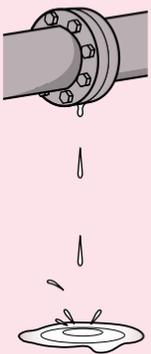
瀬戸 知英子

Q さいたま市で平成17年の1年間に漏水などで無駄になった水道水は約794万立方メートルで、約17億4700万円でした。八潮市の現状と今後の対策について。

A 漏水件数ですが、平成17年は320件、無効水量653、511立方メートル、金額にして約1億405万円です。今後の対策ですが、耐震性に乏しく漏水の原因となっております石綿セメント管や、赤水の原因となっております老朽化した普通鉄管等の更新を推進するため、平成17年から平成25

年までの9年間「水道事業経営健全化計画」に基づき、石綿セメント管の布設替えを実施することにより、水道管の耐震化、並びに漏水防止に取り組みすることとしております。

今後とも、安全で安定的な水道水の供給とともに健全で効率的な水道事業経営に努めてまいります。



国保行政について

郡司 伶子

Q 多くの自治体の国保税を払うかに超える額となっております。国は、介護保険の開始と同時に国保税滞納者への「資格証」交付を市町村の義務としたことで、資格証世帯が拡大しました。しかし、「資格証」をだしても滞納は減らないという現実には保険証取り上げをひかえる等の是正が各地で始まっています。市の対応について。

A 資格証の交付世帯は、2月現在、単身世帯278世帯、一般世帯98世帯、15歳以下の子どものいる世帯が52世帯

(内一般家庭34世帯、母子家庭12世帯、父子家庭6世帯)で合計428世帯です。資格証は、支払い能力があるにもかかわらず、支払わない滞納者や、接触する機会を講じても接触できない滞納者を対象に、法令に基づいて交付するものです。市では、納税相談という形により接触できれば、資格証でなく短期保険証を交付しており、今後とも引き続き適切に対応していきます。